

令和5年3月16日

保護者 各位

豊見城市立長嶺小学校
校長 桑江 常勝
(公印省略)

春休みの過ごし方について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝いたします。

さて、3/22(水)で今年度の教育課程を修了し、3/23(木)から春休みに入ります。

(6年生は、3/17(金)卒業式。3/18(土)から春休み)

学校では、児童が安全で充実した春休みを過ごせるように指導を行います。ご家庭でも下記の事項について、お子様とご確認の上、新年度に向けた準備等もしていただきますようご協力お願いいたします。

記

1 生活面・健康面

- 一日の生活リズムを大切に規則正しい生活をしましょう。(早寝・早起き・朝ご飯)
- うがい、手洗いを励行させましょう(特に外出先から帰宅した際等)
- 風邪や感染症予防のために、手洗い・うがい・マスク着用、部屋の換気、不要不急な外出を避ける等、3密を避けながら健康管理に努めましょう。

2 安全面

- 道路を横断する際は、絶対に「とび出し」をせずに、必ず止まって、右・左・右と安全を確かめ、車が来ないことを確認してから渡るようにさせてください。
- 自転車に乗る時は交通ルールを守って安全に乗るようにご指導ください。
「交差点では必ず一時停止をする」「スピードを出さない」「ヘルメットを必ずかぶる」「交通量が多い道路では乗らない」
- 火遊びや子供だけの水辺の遊び、危険な場所での遊びをしないようにご指導ください。
- 遊びに行くときは、「いつ」「どこへ」「だれと」「なにをしに」「何時までに帰るか」を家の人に必ず伝えるようにご指導ください。
- ショッピングセンターやゲームセンター等へは子供だけで行かないように確認、声かけをお願いします。
- スマホ・携帯電話等のネットに関する被害が増えています。気をつけてください。また、ご家庭で利用時間等を決め、長時間利用することがないようにしてください。
- 不審者から自分の身を守ること、その他の事件・事故防止についても日頃から家庭での話し合いを十分に行い、「いかのおすし」を守らせてください。

いか	・・・	知らない人について	①	か	ない。
の	・・・	知らない人の車に	②	ら	ない。
お	・・・	③	お	きな	声で「助けて」と叫ぶ。
す	・・・	④	ぐ	に	にげる。
し	・・・	おとなの人に	⑤	ら	せる。

3 その他

- ※ 4月10日(月)始業式は式服で参加となります。
- ※ 給食は通常通りあります。

おとうさん・おかあさん間違えないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年(18歳未満)は入れません。

(沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例)

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時~午前4時まで



カラオケボックス

ダメ! 深夜はいかい



映画館



ボウリング場



マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には
青少年の深夜のはいかいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ご飯)を
- 県民みんなで青少年の深夜のはいかいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・(社)沖縄県青少年育成県民会議

誰
か
が
い
る
話
し
た
い
今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル



0120-0-78310

なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

いちばやく

☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

守りたい

大切な自分 大切な誰か

～忘れないで! ネットには危険がいっぱい!～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで2つの事例を紹介します。

事件 1

スマホゲームで仲良くなった同い年の子に会いに行ったら…

1 ゲーム内で同学年の友達ができた



2 「親にナイショで会おう」と誘われ…



3 しかし待ち合わせ場所にいたのは知らないおじさんで、車で誘拐されそのまま閉じ込められてしまった!



事件 2

SNSで知り合った友達と、写真のやりとりをしていたら…

1 動画をあげていたらフォロワーがどんどん増えてきたAさん



2 DMをくれたお兄さんと友達になり、写真を送りあうようになって…



3 イヤだったけど断りきれず、裸の写真を送ってしまった!



会ったことのない人と子供だけで会るのはダメ!



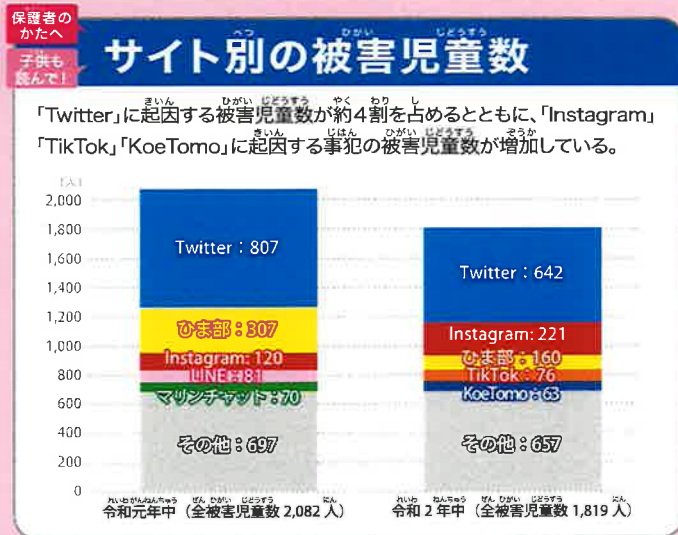
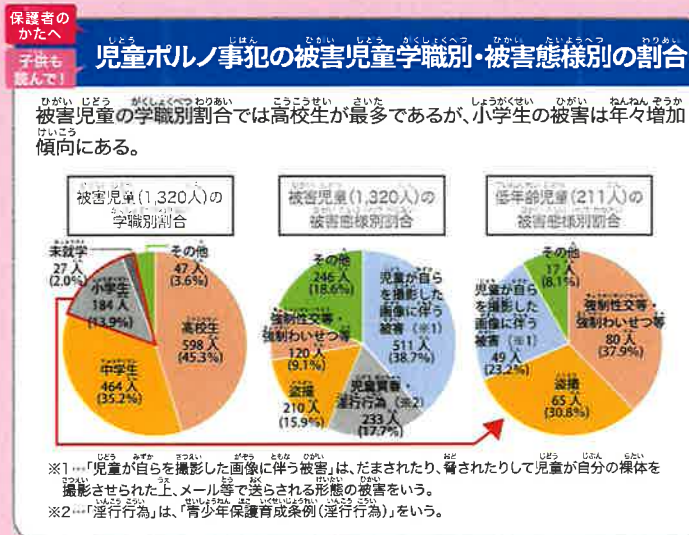
会ったことのない人に名前や住所を教えるのはダメ!



仲良しの友達でも裸の写真や下着姿の写真を送ってはダメ!



SNS やゲームアプリでの出来事を、親にナイショにするのはダメ!



保護者の
かたへ

フィルタリングは必ず設定しましょう！！

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけでなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。

保護者の
かたへ

保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります！

ID、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげてください。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは、教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。

保護者の
かたへ

親子で見てもらいたいサイトの紹介

- 警察庁Webサイト子供の性被害対策
被害防止のためのマンガや動画を紹介
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
- 文部科学省のYoutube公式サイト
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介
https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbA0d2f-4u_Mx-BCnI3GywDI

保護者の
かたへ

「ペアレンタルコントロール」の活用

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(「ペアレンタルコントロール」)が大切です。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

●内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット集
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html

性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっぷす (受付時間:24時間365日、いつでも)

☎050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス: paps@paps-jp.org
■サイトURL: <https://www.paps.jp>



困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口 子供向け
子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>



●警察相談専用電話 ☎#9110
▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

●性犯罪被害相談電話 ☎#8103 (ハートさん)

●24時間子供SOSダイヤル 子供向け
いじめで困ったり、自分や友達に不安があったりしたら、すぐに電話を！
☎0120-0-78310 (電話代無料)



●性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター (はやくワンストップ)
(全国共通番号) ☎#8891

ポイント② 個人情報を守る

プライベート情報や利用情報が山ほど入ったスマホ。
不正流出も自ら知らせてしまうのも危険、考えて使おう！



スマホの中の情報と自分自身をしっかり守って使おう！

- 個人が特定できる情報は、うっかり発信しない！
- 紛失や盗難には、起動時や画面のロックが有効！
- 本体やアプリはそのまま使わず、設定を見直そう！
- アプリ導入の前に規約や注意事項をよく読み、信頼性を確認しよう！（万が一の際はウイルス対策が有効）

ポイント③ 利用料金について

現実社会同様、子供が保護者のクレジットカードで決済をしてはいけません。保護者のスマホを貸す際も要注意！



- どんなことに料金が発生するか、子供と一緒に確認。不必要な決済機能は使えないように設定しましょう！
- 決済パスワードは保護者が入力、課金の上限設定をする等、ルールを決めて保護者がしっかり管理！

保護者のみなさまへ

保護者の責務をご存知ですか？

2009年より『青少年インターネット環境整備法』が施行されています。この法律では、子供の利用状況を把握するとともに、発達段階に応じ、フィルタリングソフトを利用するなどの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、活用能力習得の促進に努めることが「保護者の責務」とされています。

<法第6条1項（保護者の責務）より>

お子様の安全・適切なインターネット利用環境づくりは保護者の役割です。大切なお子様を守るため、フィルタリングを解除するかは、責任をもって慎重なご判断をお願いします。

フィルタリングの設定に関する携帯電話事業者の義務について

上述の法律により、携帯電話事業者には、青少年（18歳未満の者）が利用する携帯電話・スマートフォンの契約をする場合、保護者からのフィルタリングサービスを不要とする申し出がない限りフィルタリングサービスを提供することが義務付けられています。

<法第17条1項>

もっとグッドネット宣言



- ① ネットでも思いやりを持って！
- ② 社会のルールとマナーを守って！
- ③ 賢く使って、よりよいコミュニケーションを！

「もっとグッドネット」とは、一人ひとりがICTの利用環境について考え、よりよいネット社会を作っていくという思いを表現した合い言葉。この言葉は、安心ネットづくり促進協会が行う普及啓発活動の総称です。

本リーフレットに掲載されているスマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤー、タブレット等はイメージであり、実在する商品とは関係ありません。

2015.9

保護者のための

スマートフォン 安心安全 ガイド

smartphone security and safety guide



「家族で話そう！」

利用料金が
気になる...



何に気をつけて
使えばいい？



1億人のネット宣言
もっとグッドネット
<http://good-net.jp>



※QRコードは「青少年のスマホ利用のリスクと対策」ページへのリンクです。



おさえておきたい 3つのポイント！



Q

そもそもスマホって、
青少年でも安全に使えるの？

ポイント①

ケータイとは比較にならないほど、使い
方も保存情報も膨大にあるスマホ。
"うっかりアクセス"の防止と安全な利用
には「フィルタリング」が不可欠です。仕
組みを理解し、有害情報に接するリスク
やトラブルから子供を守りましょう！

A



Q

スマホを使うときに
気をつけなきゃいけないことは？

ポイント②

それはズバリ、「自分自身を守る」こと。
個人を特定できる情報を見知らぬ人に
与えないよう、ネットへの書き込みや、
コミュニティサイトでのやり取りに気
をつけさせ、スマホの紛失や盗難にも
注意を促す必要があります。

A



Q

アプリやゲームのアイテム等
利用料金が気になる・・・

ポイント③

保護者のクレジットカードで自由に決
済できるようになっていませんか？
こづかいで買えるプリペイドカードを
使う、決済パスワードは保護者が入力
する、決済できる上限設定をする等、話
し合ってルールを決めましょう！

A

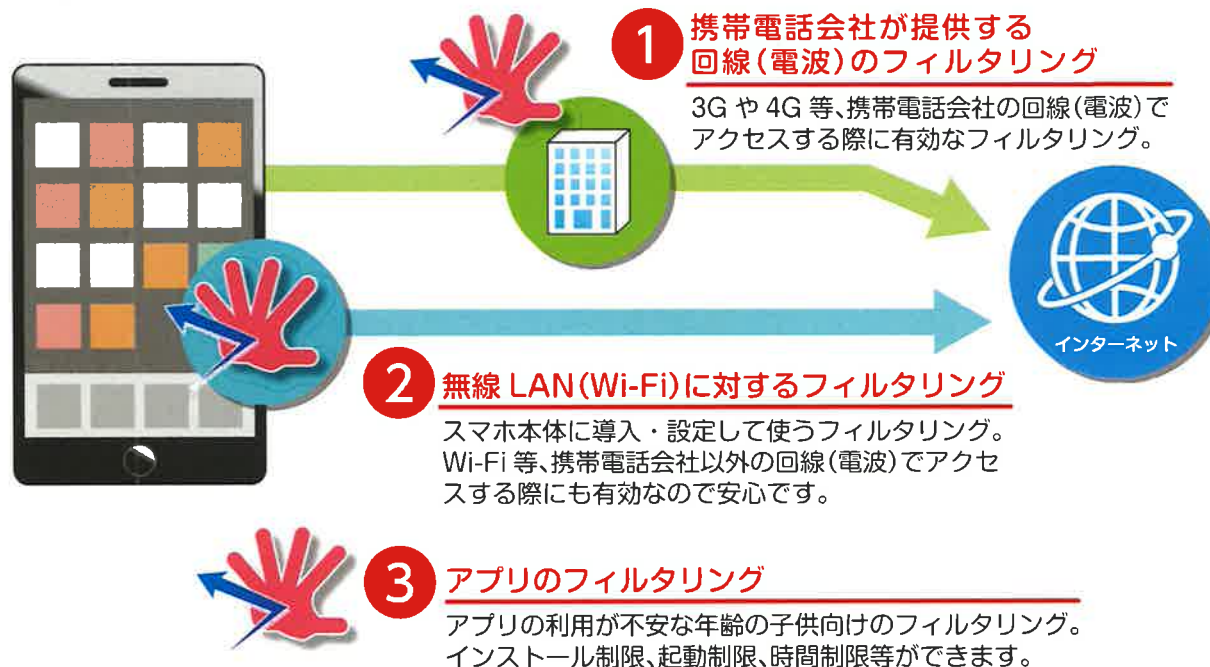


ポイント① フィルタリングが安心安全の鍵！



スマホのフィルタリングは 3種類！

悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを防いでくれる
フィルタリング(レベルの調整可能)は、子供の安全利用の鍵です。



あわせて確認！

ゲーム機や音楽プレイヤー 学習用タブレットにもフィルタリング

子供が利用するさまざまな機器が、無線 LAN (Wi-Fi) でインターネット
につながります。ゲームの対戦、アイテムや音楽のダウンロード、学習サ
イト等だけでなく、スマホ同様の利用も可能。安全のためにはフィルタ
リングを！(利用機器の取扱説明書等で確認)



フィルタリングの設定方法

フィルタリングの設定方法は、携
帯電話会社や機種により対応が異な
りますので、詳細な設定方法は販売
店にご相談下さい。安心ネットづく
り促進協議会ホームページ「青年
のスマホ利用のリスクと対策」でも
紹介していますので、ご覧ください。

安心ネットづくり促進協議会
<http://sp.good-net.jp/>

(※このリーフレットのダウンロードも可能です)